

平成 21 年 第 1 回定例道議会報告

北海道議会議員 北 口 雄 幸

- 【所属会派】** 民主党・道民連合
- 【会派役員】** 副幹事長、1 期生会長、政策審議会メンバー
- 【所属委員会】** 議会広報委員会副委員長、総合企画委員会、少子・高齢社会対策特別委員会
- 【党活動】** 民主党北海道第 6 区総支部副代表、民主党北海道第 6 区総支部士別ブロック支部代表
- 【日 程】** 平成 21 年 2 月 24 日（火）～3 月 31 日（火）36 日間（当初は、3 月 25 日まで）

【一般質問】 会派を代表しての代表質問には会派副会長の沢岡信広議員（北広島市）が登壇し、財政運営、支庁制度見直し、雇用対策、新幹線等の社会資本整備、地域医療確保などについて質疑を行った。

また、一般質問には、稲村久男議員（空知支庁）、梶谷大志議員（札幌市清田区）、河合清秀議員（岩見沢市）、小林郁子議員（札幌市中央区）、橋本豊行議員（釧路市）、福原賢孝議員（檜山支庁）、長尾信秀議員（北斗市）、岡田篤議員（釧路支庁）、田村龍治議員（胆振支庁）、日下太朗議員（網走支庁）、三津丈夫議員（帯広市）の 11 議員が立ち、当面する道政課題、地域課題について道の取り組みを質した。

【主な審議経過】 今定例会の会期は、当初は 25 日に閉会予定だったが、延長に延長を重ね、年度末ギリギリの 31 日夜に閉会した。大幅延長の要因は、支庁見直しをめぐるの知事の対応。昨年 2 定で強行提案・可決して以来、9 ヶ月にわたっての混乱を経て、道内地方四団体と今定例会会期中に協議を重ねて、条例を一度も施行しないまま、内容を大幅に変更し、実質的に現行の 14 支庁体制を維持する条例修正案が提案された。また、地域振興条例案についても、地方四団体との協議で、振興局地域の振興策部分を削除して、提案された。修正検討の段階から、知事与党の自民会派との調整等で、議会運営は空転を重ねたが、我が会派は、今回の修正が地方四団体との合意に基づいて修正されたとの観点から、両条例に賛成した。

また、道の新年度予算案に対し我が会派としては反対の方針を決めたが、その対応は個々の議員に判断を委ねたため、私は提出された 21 年度度予算案に賛成した。

さらに、今議会では、我が会派が他会派や障がい者団体等と協力して策定、議員提案した、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」、及び昨年 2 定で会派が提案して継続協議になっていた「北海道地球温暖化防止対策条例」が、それぞれ成立した。

【当初予算】

単位：千円

	一般会計	特別会計	合 計
21 年当初予算	2,876,343,524	705,321,522	3,581,665,046
20 年当初現計	2,908,964,181	815,437,009	3,724,401,190
差 し 引 き	△32,620,657	△110,115,487	△142,736,144

当初予算の主な内容 【(新)は新規事業】

5,212,362 千円……(新)緊急雇用創出事業臨時特例対策推進費【経済部】

3,331,301 千円……(新)ふるさと雇用再生特別対策推進費【経済部】

- 30,000 千円 …… (新)緊急非正規労働者マッチング促進事業費【経済部】
- 16,530 千円 …… (新)道産小麦転換推進事業費／麦チェン【農政部】
- 828,724 千円 …… (新)農地確保・利用総合支援事業【農政部】
- 2,297,970 千円 …… 農地・水・環境保全向上対策事業費【農政部】
- 506,800 千円 …… (新)条件不利森林公的整備緊急特別対策事業費【水産林務部】
- 2,100,000 千円 …… (新)農商工連携型地域中小企業応援ファンド貸付金【経済部】
- 15,134 千円 …… (新)商店街活力向上推進事業費【経済部】
- 505,516 千円 …… ドクターヘリ整備事業費（道央・道北・道東の3機体制）【保健福祉部】
- 201,623 千円 …… (新)周産期医療対策支援事業費【保健福祉部】
- 502,500 千円 …… (新)新型インフルエンザ発生時医薬品供給体制整備事業費【保健福祉部】
- 10,000 千円 …… 自治体病院等広域化・連携促進費補助金【保健福祉部】
- 342,041 千円 …… 医師確保対策関連費【保健福祉部】
- 3,160,000 千円 …… 地域政策総合補助金【企画振興部】
- 250,322 千円 …… 地域再生チャレンジ交付金【企画振興部】

【予算特別委員会】 私は、3月23日（水産林務部）及び24日（農政部）の予算特別委員会において、

- | | |
|-------|-------------------------|
| 水産林務部 | 1. 林業振興について |
| 農政部 | 1. 新たな食料・農業・農村基本計画について |
| | 2. 農家の経営安定化対策について |
| | 3. 担い手対策について |
| | 4. 耕作放棄地の実態調査について |
| | 5. 夢と希望を持てる農業政策について |
| | などについて、質問した。（詳細は別紙のとおり） |

【総合企画委員会】 私は、3月31日の総合企画委員会において、北海道地域振興条例に審議にて

- | | |
|-------|-------------------------|
| 総合企画部 | 1. 地域振興条例の位置づけについて |
| | 2. 特定地域の位置づけについて |
| | 3. 特定地域の規定について |
| | 4. 道内の過疎地域の実態について |
| | 5. 地域振興策の具体的手法について |
| | 6. 特区等を活用した地域振興策について |
| | などについて、質問した。（詳細は別紙のとおり） |

【可決された議案・条例等】

- 平成21年度北海道一般会計・特別会計・企業会計等予算
- 北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例
- 北海道地域振興条例
- 北海道防災対策基本条例
- 平成20年度北海道一般会計・特別補正予算（最終補正）
- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（仮称）の定款に関する件

【継続審査となった条例】

- 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例案（自民党、公明党、フロンティアが議員提案）
（我が会派では、学校等でフッ化物洗口を行うこの条例に対し、慎重審議を求めている）

【採択された決議及び意見書】

- ◆支庁制度改革に関する決議
- ◆雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書
- ◆地域医療の確保と公的医療機関等の安定経営を求める意見書
- ◆不採算地区病院の適用要件の改正に伴う激変緩和のための経過措置を要望する意見書
- ◆肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書
- ◆タクシー分野の規制緩和路線の抜本見直しを求める意見書
- ◆「協働労働の労働組合法」の速やかな制定を求める意見書
- ◆「緑の社会」への構造改革を求める意見書
- ◆福祉・介護における人材確保対策の充実を求める意見書
- ◆「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書
- ◆2010年APEC分野別担当大臣会合の北海道開催を求める意見書

【当面する課題と会派の対応】

(1) 支庁制度見直しについて

今定例会は、冒頭から議事運営が混乱し、年度末ギリギリまで開催する異常事態になったが、この混乱は、知事がいたずらに総合振興局条例修正案の年度内成立にこだわったためだ。これに伴って、開会冒頭から、審議を迷走させた果てに、3月27日になって、やっと条例修正案、地域振興条例案が提案された。

そもそも、支庁制度見直しをめぐっては、昨年6月の第2回定例会で、地域の反発を押し切る形で、総合振興局設置条例の提案、採決の強行をしたあげくに、施行の条件として設定された公選法改正の展望が開けないという事態に陥り、知事側が、地方四団体に打開を要請するような事態になった。一連の経過によって、道庁と地域の上に大きな亀裂を生じさせたことで、今後の道政運営への深刻な影響が危惧されている。

地方四団体との協議等を踏まえた修正の結果、振興局を出張所としない、総合振興局の名称はオホーツクと変更される網走を除き従来に戻す、所管区域から市部を除くなど大きく変更された。知事は、修正に際して、「分権対応」、「広域政策」、「行政改革」の3つの理念を堅持するとしたが、混乱の大きな原因は、地域行政で果たすべき道の役割の論議が道民や地域との間はもちろんのこと、道庁内部においても極めて不十分であった、つまり知事理念のうちの「分権対応」が極めて不足しているためだ。この反省を踏まえれば、「分権対応」を最も重要に位置付けて、道内における地方分権の論議を根底から、やり直す必要が生じている。

「広域政策」については、今後、地域と協議することになり、修正条例には、広域行政について、「あらかじめ関係する市町村の長の意見を聴く」との条項が置かれた。しかし、道行政基本条例には、「道は、市町村にかかわる重要な課題に関する政策の形成過程において、関係する市町村の意見を求め、これを政策に反映するよう努めなければならない」との条項があり、支庁制度見直し論議過程で、町村長や道民から、この条項に基づいて提出された不服審査請求が門前払いされたような経緯もあり、地方四団体との論議経過を踏まえて、今回の条項に基づき、少なくとも地域が納得することを、地方四団体が求めた「合意」の内容として位置付けていかねばならない。また、知事は修正条例成立後、各地域を回るとしている。昨年2定の条例提案前に、地域との論議を十分に行わず、その後も地域との修正協議を丁寧に行わないことの反省を踏まえて対応すべきである。

また、今回の地域の大きな反発を招いたのは、道の行財政改革の都合を、地域、それも衰退が激しい地域に一方的に押しつけようとしたことだ。地方四団体が、地域との合意を強く訴えたのも、道の対応が一方的だったためだ。道が地域で果たす役割について、地域との手続き、手順を踏まず、

結果、合意を得ない一方的なものだったことにある。現行の機能を機械的に縮小していく対応を重ねるならば、地域の不満、不信は今後も続き、道と地域の信頼回復は望めない。今後、再検討される支庁の機能や組織については、道が、いかに地域に責任を持てるのかの観点で、地域と丁寧な協議を進める必要がある。

今後定められる施行期日までの間に、こうした様々な課題について地域との溝を埋めるための、取り組みが進められるよう、会派としても取り組んでいく。

一方、地域振興条例については、発想の第一歩が、支庁制度見直しに際しての振興局地域説得の材料であったこともあって、地域振興の理念と、振興局地域への特別措置の間を揺れ動いてきた経過がある。結果として、振興局地域への対応を定めた部分を削除して提案されたが、それによって、この条例が何を目的とするかの理念が、ますます不透明になった。道内各地域の現下の厳しい状況を踏まえて、振興局地域はもとより、過疎化の進行や地域産業の低迷により疲弊している地域を「特定地域」として、特別な支援を講じていくべきで、苦しむ地域の実態を見据えての道の地域支援策の拡充強化が速やかに行われる必要がある。

なお、両条例に対する本会議での質疑は福原賢孝議員（檜山支庁）、道州制・地方分権改革等推進調査特別委員会での総合振興局条例修正案の質疑は広田まゆみ議員（札幌市白石区）、田島央一議員（宗谷支庁）、木村峰行議員（旭川市）が、総合企画委員会での地域振興条例案の質疑は私・北口雄幸、木村議員がそれぞれ行った。

また、道州制・地方分権改革等推進調査特別委員会での北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の可決に際しては、一連の混乱の経過を踏まえて、以下の意見を附した。

<附帯意見>

1. 北海道総合振興局設置条例が、制定後半年余を経ながら関係者との意思疎通を欠き、何ら施行されることなく改正されるという前代未聞の事態に至ったことは、極めて遺憾である。
1. 道は、支庁制度改革に対する道民の理解が得られるよう、より一層の努力を重ねるとともに、議会の議論を十分に踏まえながら、支庁制度改革の理念を着実に実現するよう努めるべきである。

【広報等】

*道政報告「ゆうこう便り」の発行 2009年4月（春号）15号

*ホームページの開設 2007年7月開設、ブログは毎日更新中 <http://y-kitaguchi.net/>